

「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

平成30年9月から、小児慢性特定疾病医療費の自己負担上限額の決定に当たり、**「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。**

以下の要件をどちらも満たす方が世帯の中にいる場合には、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 申請時及び前年※12月31日において婚姻をしていない方

※1月から6月申請の場合は前々年

※そのほか、税法上の寡婦控除と同様の要件に該当する必要があります。

要件を満たす方について、寡婦控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、医療費の自己負担上限額を算定するため、より自己負担の少ない階層区分に決定されることがあります。

※現在、税法上の寡婦（夫）控除の適用を受けている方、生活保護受給者の方、市町村民税世帯非課税者の方、人工呼吸器等装着者として認定される場合に該当する方は、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、**負担上限月額が減額されません。**
 ※その他、所得の状況等によっては、**負担上限月額が減額されない場合があります。**
 ※あくまでみなし適用のため、**市民税自体が減額されるものではありません。**

提出書類 ※更新書類に加えて以下の書類が必要です。

- 誓約書
- 戸籍謄本（2回目以降は省略可）

<参考：自己負担上限額一覧表> **太枠の方は自己負担が減額となる可能性があります。**

階層区分	階層区分の基準		自己負担限度額 (患者負担割合:2割、外来+入院)			
			原則			生活保護法の被保護世帯又は血友病患者
			一般	重症*	人工呼吸器等装着者	
I	生活保護法の被保護世帯					0
II	市町村民税又は特別区民税が非課税の世帯	低所得Ⅰ (保護者所得80万円以下)	1,250		500	
III		低所得Ⅱ (保護者所得80万円超)	2,500			
IV	一般所得Ⅰ:市町村民税又は特別区民税課税以上7.1万円未満の世帯	5,000	2,500			
V	一般所得Ⅱ:市町村民税又は特別区民税課税7.1万円以上25.1万円未満の世帯	10,000	5,000			
VI	上位所得:市町村民税又は特別区民税課税25.1万円以上の世帯	15,000	10,000			
入院時の食費			1/2自己負担			
公費負担者番号			52138062		52137064	